

別紙

諮詢第1098号、第1100号

答 申

1 審査会の結論

本件各一部開示決定は、いずれも妥当である。

2 審査請求の内容

本件各審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年東京都条例第130号）附則3条3項の規定によりなお従前の例によるものとされる同条例附則2条1号の規定による廃止前の東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った別表1に掲げる本件各開示請求に対し、東京都知事が行った別表2に掲げる本件各一部開示決定について、それぞれその取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件各審査請求に係る理由説明書における実施機関の主張を要約すると、別表2の「非開示理由」欄に記載のとおりである。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件各審査請求は、令和6年5月10日に審査会に諮詢された。

審査会は、令和7年10月30日に実施機関から理由説明書を收受し、同年11月21日（第257回第二部会）及び同年12月26日（第258回第二部会）の2回、審議を行った。

（2）審査会の判断

審査会は、本件各審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 審議の併合について

諮問第1098号及び第1100号については、審査請求人が同一であること及び審査請求の趣旨が関連するものであることから、審査会は、これらを併合して審議することとした。

イ 本件各対象保有個人情報について

実施機関は、本件各開示請求に係る対象保有個人情報として、別表2に掲げる各指導経過記録票（以下「本件各対象保有個人情報」という。）を特定し、本件各対象保有個人情報の非開示情報（以下「本件各非開示情報」という。）がそれぞれ条例16条6号に該当するとして、本件各一部開示決定を行った。

ウ 本件各非開示情報の非開示妥当性について

指導経過記録票は、児童福祉法施行細則（昭和41年東京都規則第169号）12条2項において、児童福祉法（昭和22年法律第164号）27条1項2号の規定により児童又はその保護者（以下「児童等」という。）に指導を行う者は、常にその指導経過を記録しておかなければならない旨が定められていることから作成しているものである。具体的には指導経過のほか、児童相談所の児童福祉司や児童心理司等が行う業務について、児童等に対する所見等や関係者又は関係機関（以下「関係者等」という。）との連絡調整の内容・経過が時系列で記録される公文書である。

審査会が見分したところ、本件各非開示情報には、児童相談所が該当すると判断した相談の区分や児童相談所が行った援助内容の区分、指導経過記録票の対象である児童等に関する実施機関の担当職員の見解、児童相談所としての相談援助方針の詳細、内部での連絡調整内容、児童相談所と関係者等とのやり取り及び一時保護の場所に関する情報が記載されていることが確認された。

本件各非開示情報が開示されると、実施機関において、今後の事案検討や記録作成に際し、検討内容が開示された場合の本人の感情や反応等を懸念して、率直な意見を述べることに消極的になるなど、忌憚のない意見交換が行われなくなったり、記載内容を簡略化する事態や関係者等による児童相談所への情報提供が消極的になるなどの事態が生じたりすることが想定され、児童相談所に係る業務の

今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件各非開示情報は、条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書において種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

小泉 博嗣、荒木 理江、友岡 史仁、府川 蘭子

別表1 本件各開示請求

諮詢番号	開示請求内容
1098	東京都〇〇児童相談所の保有する〇〇の指導経過記録票のうち、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの記録
1100	東京都〇〇児童相談所が令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までに作成し、現在保有する未成年者〇〇に係る「指導経過記録」

別表2 本件各一部開示決定

諮詢番号	決定日	対象保有個人情報	非開示部分	非開示理由
1098	令和4年11月25日	令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの〇〇の指導経過記録票 (受付番号〇〇)	「面接調査日時」欄 「担当者」欄 「面接調査区分」欄 「面接調査人数」欄 「相談主訴」欄 「要旨」欄 「詳細」欄	児童相談所の評価・判断に関する情報又は児童相談所の相談業務の詳細に関する情報であり、開示することにより相談援助の方針が明らかとなり、又は相談者及び関係者との信頼関係が損なわれ、児童相談所の相談業務の遂行に支障が生じるおそれがある（条例16条6号）。
1100	令和4年12月15日	令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの〇〇の指導経過記録票 (受付番号〇〇)		